

## 緒言

[1] 本稿は以下のような主題を取り扱う。

[1-1] 筆者はこれまでも、「モノグラフ」第14号（2009年5月）に掲載した【論文16】「遊行と僧院の建設とサンガの形成」などいくつかの論文において、単なる生活集団という意ではない、律蔵に規定される厳密な意味での「サンガ」の形成年度についてふれてきた。例えば上記の論文（pp.14～15）においては、

そして上記のような非難（「沙門ゴータマがきて、子を奪い、夫を奪い、家系を断絶させる」という非難と、「どうして沙門釈子は上衣下衣が整わず、威儀が具足せずに乞食に行き、……」という非難をさす。筆者）を解消するために、釈尊は新しく出家した者は共住比丘（*saddhivihārika*, *saddhivihārin*）として和尚（*upajjhāya*）に仕えて指導されなければならない、和尚の弟子を見ることまさに子の如く、弟子の和尚を見ることまさに父のごとくでなければならないという制度を制定され、やがてそれが、和尚となるべき者は有能であってしかも具足戒を受けてから10年を経過した者でなければならない、しかも新しく比丘となる者は10人以上の衆において白四羯磨による資格審査に合格しなければならないという制度となっていった。

この「十衆白四羯磨具足戒法」というのは現在まで伝わる具足戒法であって、これは平たくいえば会議を開いて出家希望者を比丘としてサンガに受け入れるべきかどうかを審議するということであって、そのためにはこのような者は出家させるべきではないというような出家資格や、議決方法などの規定が整備されていなければならないであろう。おそらくこの頃にこのようなものを含むさまざまな基本的規定が整備されたのであって、これによって正式な「サンガ」が形成されたといえることができる。「サンガ」のもっとも基本的な定義は羯磨を行いうる集団のことであって、おそらく羯磨で議決しなければならないとされる議事の最初は、この具足戒羯磨であったであろうからである。そして先に紹介した第1の非難は、『パーリ律』によれば「7日で収束した」というが、上記のような2つの深刻な問題が何の対策も講じられないで自然に消滅するはずはなく、おそらくこのようなサンガ運営の基本的な規則が制定されて、出家させるべきでない者は出家させないという歯止めをかけ、上座比丘は新参比丘をきちんと教育するということが行われるようになったからこそ収束したのである。

そしておそらくこのような制度が整ったのは第12回目の雨期が明けた時、すなわち仏成道第13年目の初めであったものと考えられる。和尚となるべき者は出家具足戒を受けてから10年を経過した者、すなわち法臘10歳になった者でなければならないという規定は、もしこれが成道後10年未満に制定されたとしたならば、その有資格者は誰もいないということになり、規定そのものが意味をなさないことになる。しかし仏成道第13年目なら、法臘は具足戒を得た時が無歳で、雨安居を過ごすたびに加算されると

いう仕組みであるから、五比丘や諸国に布教に出されたという60人の比丘たちはすでに具足戒を得てから11回の雨期を過ごし、ウルヴェーラ・カッサパやその弟子たちの中の主立った者は10回の雨期を過ごしていることになるから、彼らはすでに11歳ないしは10歳になっており、彼らは有資格者であって、この規定は有効に働いたということになる。

と記しておいた。

すなわち「サンガ」が形成されたのは、仏成道第13年目（雨期明けを新年度とした場合。成道日を基準とすると第12年目）のこととしたのである。もちろんこの論文においても、菩提樹下の成道からこの年に至るまでのサンガ形成の「前史」を書いておいたけれども、しかしそれはごく大筋のみであって細かな論述はなされていない。例えばサンガの形成史は諸国に布教に出した仏弟子たちに釈尊が、「三帰依具足戒」によって新たに出家修行者になろうとする者に、仏弟子たちが具足戒を与えて比丘とすることを許された時に始まるのであるが、なぜ釈尊はこれを許されるに至ったかという理由や、これが後の釈尊教団組織の「祖形」となったことなどを詳論していなかったし、「十衆白四羯磨具足戒法」の制定によってサンガが形成された後、釈尊の教えが仏教中国と呼ばれるガンジス川の中流域地方からいえば辺地のデカン高原部分にも布教されて、これらの地方においてもサンガが形成された年代など、未だ考察していなかった事項も残されていた。

本稿ではこのようなサンガの形成と発展に係るすべての事績の年代を総合的に考えてみようというのが主題の第1である。

[1-2] 以上のように「十衆白四羯磨具足戒法」が制定された時をもってサンガが成立し、また「三帰依具足戒」の制定をもってサンガの祖形が成立したように、釈尊の教えがデカン高原のような辺地にまで伝わってそこにサンガが成立したのは、「五衆白四羯磨具足戒法」が制定されたことと密接に関連しており、すでに論じたことがあるので本稿では詳しくはふれないが、女性の出家修行者すなわち比丘尼サンガの成立は「二部僧白四羯磨具足戒法」の制定と密接に関連していることなど、サンガの形成・発展史は具足戒法の制定過程と不可分に結びついている。

しかしながらこれらの「具足戒法」について総体的に論じたことはなかったので、本稿ではこの具足戒法の種類とその形成過程を詳しく考察することにした。これが本稿の主題の第2である。

[1-3] また「十衆白四羯磨具足戒法」の制定をもってサンガの形成とみるとすると、遮・難とよばれる比丘の出家資格規定や白四羯磨というサンガの議決法がいつ頃、どのように制定されたのかということも考察されなければならない。ひいては本論中にも言及したが、「具足戒」とは比丘・比丘尼の250戒・350戒とも理解されるように<sup>(1)</sup>、それは波羅提木叉の制定とも関ってくるから、これらがどのようにいつ頃制定されたのかということも無視することはできない。そこで本稿では、これら律蔵の「犍度部」や「経分別」に含まれる諸規定がいつ、どのように制定されたかをも考察する。これが本稿の主題の第3である。

(1) これは通俗的な理解である。本稿第【2】章の【付】「具足戒についての誤解」を参照され

たい。また実際の律蔵の条文数は「律蔵」によって異なる。

[1-4] ところで一般には律蔵の諸規定は「随犯随制」されたと考えられている。「随犯随制」というのは端的に言えば、さまざまな規定は成り行きに任せて行き当たりばつりに制定されたということの意味する。もしそうなら律蔵の「韃度部」と「経分別」に含まれる膨大な諸規定の制定経過とその年代を推定するなど、夢のまた夢ということになるであろう。

しかしながら筆者は拙著の『初期仏教教団の運営理念と実際』（国書刊行会 2000年12月）<sup>(1)</sup>を初めとして、これまでもいくつかの論文で繰り返して主張してきたように、律蔵の諸規定はむしろ法律というべきであり、したがってこれらを収めた律蔵はいわば法典、通俗的に言えば「六法全書」に相当するとしなければならない<sup>(2)</sup>。もちろん法典はきわめて体系的なものであり、この中に含まれている各種の法律の1つ1つの条文はすべてが密接に関連しあっていて1つとして単独では機能しないように、律蔵にも体系があって、それゆえにまた1つ1つの規定はすべてが有機的に関連しあっている。

もし以上のように律蔵が体系的なものであるとするなら、律蔵の定める1つ1つの規定はこの大きな体系の上ののっかっているわけであって、律蔵の個々の条文が「随犯随制」されたものであったとしても、この体系そのものさえも成り行きに任せて行き当たりばつりに形成されたと考えることはできない。「体系」は「成り行き」とか「行き当たりばつり」という言葉とは相矛盾する概念であるからである。このように考えれば、例えば波羅夷罪やサンガ運営規定、出家資格規定などの重要な規定がいつごろ、どのように制定されたかということの推測することも可能となろう。換言すれば「随犯随制」という言葉の意味を根本的に考え直してみるということが必要であるということになる。

しかしながら律蔵は体系を有するものであるということ、何度も何度も空念仏のように唱えてみても説得力がないので、ここではっきりと律蔵がいかに体系的であり、1つ1つの規定が密接に関連しあっているかということ、まずもって証明しなければならないと考えた。本稿はこの律蔵の体系を明らかにすることを主題の第4とする。

このように本稿は法律学と密接な関係を有する部分が存するが、残念ながら筆者にはその素養はない。そこで特に第【1】章「律蔵の体系」の粗稿ができ上がった段階で、これを中央大学名誉教授の真田芳憲博士に読んでいただいてご教授をいただいた。そのおかげで粗稿では大きな誤りがあったことや、気付いていなかったさまざまな事柄を気付かせていただいた。記して深甚の謝意を呈したい。

(1) 本書ではその「あとがき」に、「本書では『律蔵』を『経蔵』とは別の次元にあるもので、宗教文献というよりも、むしろ法律文書として取り扱った。その上で、「経蔵」と「律蔵」の思想的違いを明らかにしようとした。また、もし「律蔵」が法律文書であるなら、イギリス法にはイギリス法の法思想があり、ドイツ法にはドイツ法の法思想があるのであるから、仏教の法律たる「律蔵」にもそれなりの「法思想」があったと見なければならぬ。そこで「律蔵」の思想をも明らかにしようとした。そしてその思想は、僧伽をいかに平和に、安定的に維持し、運営していくかに収斂されているので、本書の書名は『初期仏教教団の運営理念と実際』となった」と書いた。

(2) 以下の論文、【論文14】「『釈尊のサンガ』論」（「モノグラフ」第13号 2008年3月）、【論文16】「遊行と僧院の建設とサンガの形成」（「モノグラフ」第14号 2009年5月）、

【論文20】「サンガにおける紛争の調停と犯罪裁判」（「モノグラフ」第16号 2010年1月）、【論文21】「紛争解決法としての多数決とその理念」（同前）を参照されたい。

[1-5] 以上のように、本稿は4つの主題を扱うが、論述はより基本的・基礎的なことから始めるべきであろうから、本稿の構成上からは第4の主題を最初に取り上げる。そして次には「具足戒」についての基礎的な検討を行い、しかる後に具体的な問題に移ることになる。

[2] このように本稿ではいくつかの主題を考察する。とはいうもののこれら主題のそれぞれはかなり大きなテーマであって、実は本稿はそもそもはこれらを独立した論文にするつもりで執筆していたものを1つに集めたものである。上記の主題は「律蔵」を主な考察の材料とする限り互いに関連しあっているから、これらをひっくるめて総体的な1つの論文としたほうがよいと考え直して1つにまとめることとしたのである。

もちろん本来はすべてを書き直して、形式も内容も一つの論文としてすっきりとしたものとすべきであるが、筆者の怠慢のせいで必ずしも十分なものにはならなかった。例えば第【7】章の「摩訶迦旃延 (Mahākaccāna) の生涯と持律第五白四羯磨具足戒法の制定」はどちらかといえば摩訶迦旃延の生涯のほうに主な関心があり、また第【9】章の「ヴェーランジャー (Verañjā) での雨安居年と波羅夷罪第1条の制定」は釈尊のヴェーランジャーでの雨安居年はいつであったかということのほうに主な関心があって、むしろ持律第五白四羯磨具足戒法の制定や波羅夷罪第1条の制定はつけたりのような感じであった。それを主題のあり方が少々異なる本稿に取り込んだために、読者は少々違和感を感じられるかもしれない。これについては伏してご寛恕をお願いしなければならない。

また実はこれら先に書いてあった原稿は「論文」ではなく「研究ノート」として発表するつもりであったものである。「論文」ではなく「研究ノート」としようと考えたのは、論文とするに足る信頼性の高い論拠が多くないにも拘わらず、それを推測で補ってそれぞれの事績の年代を推定しようとしているからである。もちろんもししっかりした証拠がないなら、このような推定を避けて、これ以上は「分からない」とすることこそが学問的な態度といえるかもしれない。しかしながらこの総合研究「原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究」は、もともと乏しい歴史的資料をもとにしながらも、それなりに厳密な資料論を設定し、それなりの科学性を有するであろうという範囲において、原始仏教聖典の編集者たちが持っていたであろう「釈尊の生涯イメージ」と「釈尊教団形成史イメージ」再構築の努力を進めてきて、かなりの成功を収めてきたと自負しているので、ここで引き下がっては画竜点睛を欠くことになると考えて、あえてこれを「研究ノート」の形にまとめることにしていたのである。

本稿にはこのような、筆者に「論文」と称することをためらわせる要素も紛れ込んでいる。この点についてはご寛恕をお願いするというよりも、厳しい叱正をいただければ幸いである。

なおこのために、本論文中には特に年代推定において、未だ公表していない「研究ノート」や「釈尊および釈尊教団史年表」<sup>(1)</sup>を基にしている部分がある。読者の皆さんはこの「研究ノート」や「年表」は未だ目にされていないのであるから、これを論拠にされても何のこともやらさっぱり判らないであろうが、年代推定にはありとあらゆる関連事項を総体的に勘案

して判断しなければならないので、やむをえずこのようなものも利用したところがある。近いうちにこれらもすべて公表するつもりであるので、発表の順序が前後したのみとして、ご寛恕いただきたい。

- (1) この研究を一段落つける時(2010年11月30日)に、長い間この研究を援助して下さった中央学術研究所ならびにその母胎である立正佼成会への報告のために作ったもので、出胎を誕生日とする釈尊の年齢を「満」で示し、成道の年を成道第1年として、釈尊の誕生から80歳=成道46年までの釈尊の生涯と釈尊教団形成史上の事績を、1年を雨期前、雨期中、雨期後の3期に分けて示したものである。なおこの時にはこの「年表」をもとに、「釈尊年齢にしたがって配列した原始仏教聖典目録」(第I部「説時による目録」全4分冊、第II部「回想・参考記事による目録」)を作成している。

[3] なお以下に本稿で用いる用語や記述上の約束事を凡例的に述べておきたい。

[3-1] 『パーリ律』はその組織を大きく「経分別 (Suttavibhaṅga)」と「韃度部 (Khandhaka)」に二分している<sup>(1)</sup>。漢訳の「律藏」はこのような組織分けをしていないが、内容からはこのように二分される。

「経分別」には俗にいう比丘250戒と比丘尼350戒の条文を中心に、その前後にその条文が制定された因縁と、条文中の語句の定義、そして判例<sup>(2)</sup>のようなものが付されている。そして布薩の際に読み上げるために250戒、350戒の条文のみを抜粋したものを「波羅提木叉 (pāṭimokkha)」という。したがって例えば波羅夷罪第1条をいう場合には「経分別」中の波羅夷罪第1条といってもよいし、「波羅提木叉」中の波羅夷罪第1条といってもよいことになるが、その因縁や語句の定義をいう場合には、それは「経分別」中に説かれるのであるから「経分別」の波羅夷罪第1条の因縁ないしは語句定義といわなければならないことになる。しかしながら一々これを区別するのは面倒であるし、「経分別」という言葉は漢訳の「律藏」には使われないから、本稿中では条文をいう場合も因縁譚や語句の定義に言及する場合もすべて「波羅提木叉」という言葉を用いることにする。

- (1) この他に「附随 (parivāra)」があるが、これは目次あるいは索引のようなものである。  
 (2) 『四分律刪繁補闕行事鈔』はこれを「持犯」とよんでいる。大正40 p.003上

[3-2] また筆者の理解によればサンガは大きく分ければ4種となる。第1は、三宝帰依の1つとしてのサンガであり、本稿ではこれを「帰依の対象となるサンガ」と呼んでいる。これは四向四果の果報を得た聖者だけが含まれる抽象的なサンガである。

第2は、釈尊と釈尊が和尚として直接に指導される直弟子たちからなるサンガであって、聖典中に「世尊は500人の比丘よりなる大比丘サンガとともに (mahatā bhikkhusaṃghena saddhiṃ pañcamattehi bhikkhu-satehi) どこそこに行かれた」などと表現されるなかの「大比丘サンガ」のことである。筆者は今までの論文ではこれを「ブッダを上首とする比丘サンガ」と呼んできた。

第3は、本稿での主な研究対象となる、具足戒を受けて比丘となった者たちで構成される各地に散在する個別のサンガのことであって、筆者はこれを多くの場合、「仏弟子を上首と

する比丘サンガ」と呼んできた。

そして第4は、「ブッダを上首とする比丘サンガ」とすべての「仏弟子を上首とする比丘サンガ」が、フランチャイズ・チェーン店のようなゆるやかな組織体として形成されているサンガのことであって、筆者はこれを「釈尊のサンガ」と呼んできた。

以上についての詳しいことは、「モノグラフ」第13号（2003年8月）に掲載した【論文13】「『仏を上首とするサンガ』と『仏弟子を上首とするサンガ』」、【論文14】「『釈尊のサンガ』論」などを参照願いたい。なお比丘尼にも「仏を上首とする比丘尼サンガ」がありうるかどうかは問題であるが、これについては本稿の第【2】章「具足戒の種類と名称」、第【3】章「善来具足戒法の制定と帰依の対象としてのサンガ（僧宝）の形成」において検討する。

本稿では上記のうち、主に「帰依の対象となるサンガ」「ブッダを上首とする比丘サンガ」「仏弟子を上首とする比丘サンガ」「釈尊のサンガ」の4つに言及することになるが、特に「ブッダを上首とする比丘サンガ」と「釈尊のサンガ」は用語的に紛らわしいので、本稿では上記を順次に、「**帰依の対象となるサンガ**」「**釈尊を和尚とするサンガ**」「**各地に散在する個別のサンガ**」「**釈尊教団**」と呼ぶことにしたい。

なお学界で一般的に用いられている用語を用いるとすれば、「各地に散在する個別のサンガ」は「現前サンガ」、「釈尊教団」は「四方サンガ」に相当するであろうが、このような「現前サンガ」「四方サンガ」の用法は誤りであることを『東洋学論叢』第32号（東洋大学文学部 2007年3月）に掲載した「『現前サンガ』と『四方サンガ』」という論文に指摘しておいた。したがって筆者はこの用語をもちいない。

以上に言及した筆者の論文のすべては、この総合研究のホームページ「原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究」<http://www.sakya-muni.jp/>にアップしてあることを付記しておく。

[3-3] なお本稿において紹介する「律蔵」や「経蔵」の出典巻・ページについては、同趣旨の内容の文献を列挙する場合は文献名の後に（ ）をしてその中に記入することにした。文章中に引用する場合は通読に邪魔になると思われるのでそれぞれの項の後に註として別記することにする。なお本稿では括弧つきの「律蔵」と括弧なしの律蔵を併用している。前者は文献としての「律蔵」、後者は概念としての経蔵に対する律蔵という意味で用いたつもりである。

また引用文などで読者に特に注意していただきたいと考える部分には下線.....を施した。